

I-5

保育所における園庭の代替利用としての公園のあり方に関する研究
 Research on the state of the park as alternative use of the garden in a day nursery

○渋谷錬磨¹, 八藤後猛², 中田弾³
 Remma Shibuya¹, *Takeshi Yatogo², Dan Nakada³

Children waiting problem of nursery is serious in urban areas. That the nursery is owned sufficient outdoor play area is difficult because while the expansion of the nursery is required, which give priority to the reduction of the waiting children. Therefore, it has become available as an alternative to the outdoor play area and Playgrounds, temples, etc. as easing regulations but, environment and standards necessary for the park as an outdoor play area is not clear. In this study, we propose a standard parks and plans for the nature of park use as outdoor play area.

1. 研究背景

近年、核家族化の進展や共働き世帯の増加によって保育所の需要は増加し、保育施設は増加している一方で、都市部の待機児童問題は依然として課題となっている。全国の待機児童数は平成 25 年 4 月で 22,741 人であり、平成 21 年から 2 万人以上を保ち推移している(図 1)。都道府県別に待機児童数をみると東京都の待機児童数は 8,117 人で、次いで待機児童数の多い沖縄県の 2,216 人と比べても(表 1)、東京都の待機児童問題は深刻であることがわかる。東京都は独自に設置基準を定めた『認証保育所』の設置も行っている。

都市部では近年の保育需要に応じ定員を超えて入所を受け入れている認可保育所が増えているため、屋外遊戯場が手狭になっている実態がある。また、新たに新設される保育所では屋外遊戯場を敷地内に所有することが困難であるため、『待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について』により近隣の公園、広場、神社等を屋外遊戯場の代替とすることが可能となった。しかし、「当該公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていれば、必ずしも保育所と隣接する必要はない」と規定される程度で、代替利用となる場所の環境についての基準は明確にされていない。

保育所の屋外遊戯場は、認可保育所については『児童福祉施設最低基準』、認証保育所(A型)については『東京都認証保育所事業実施要綱』において「2 歳以上の幼児 1 人当たり 3.3 平方メートル以上の屋外遊戯場の設置が必要」と規定されている。

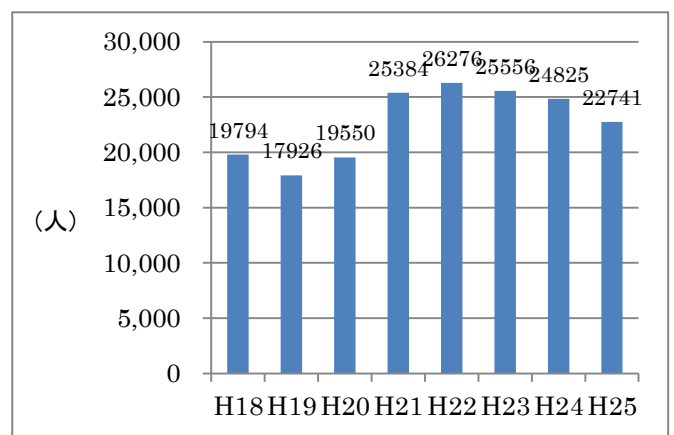


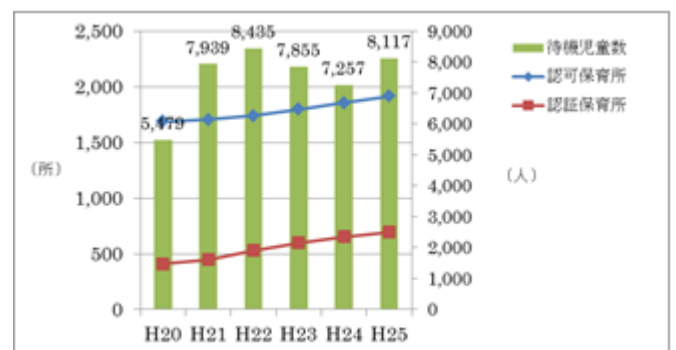
図 1. 待機児童数の推移

表 1. 都道府県別の待機児童数

都道府県名	待機児童数	都道府県名	待機児童数
東京都	8117 人	宮城県	966 人
沖縄県	2216 人	埼玉県	902 人
神奈川県	1462 人	兵庫県	802 人
大阪府	1390 人	熊本県	582 人
千葉県	1340 人	北海道	532 人
福岡県	1055 人	静岡県	519 人

平成 25 年 4 月 1 日現在

表 2. 東京都の待機児童数及び保育所数の推移



1 : 日大理工・院 (前)・建築 2 : 日大理工・教員・まち 3 : 日大理工・教員・建築

2. 研究目的

本研究により、敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な認可及び認証保育所新設の促進や、機能が多様化する公園の遊び環境の整備にも繋がると考える。

保育所の屋外遊戯場の代替としての公園利用に必要な公園の性質や環境を考慮した公園計画の提案や、屋外遊戯場の代替となる公園の基準を整理することを目的とする。

3. 研究方法

待機児童数が全国で最も多く、毎年保育所を新設している東京都 23 区を対象にアンケート調査及び観察調査を行う。なお、本研究では認可及び認証保育所(A型)を対象とする。

3-1. 行政へのアンケート調査

東京都 23 区の認可及び認証保育所を担当する課を対象にアンケート調査を行い、屋外遊戯場の代替利用の現状を把握する。調査項目は公園等を屋外遊戯場とする保育所名とその利用場所、公園を屋外遊戯場の代替利用として認可する際に考慮する点等を調査する。

3-2. 保育所へのアンケート調査

東京都 23 区の認可及び認証保育所を対象にアンケート調査を行い、代替利用としての公園利用の現状や意識を把握する。調査項目は保育活動で利用している公園名、公園の利用目的、公園と保育所の距離及び掛かる時間、公園の遊具利用等を調査する。

3-3. 観察調査

行政へのアンケート調査において屋外遊戯場の代替利用とされているとされた公園を対象に観察調査を行い、代替利用としての公園利用の実態を把握する。

4. 予備調査

保育所の公園利用の実態を把握するため、公園における観察調査を行った。

4-1. 観察調査概要

保育所の園外活動が多い平日の午前9時から12時の3時間で、近隣に保育所のある公園を対象に行った。対象とした公園は品濃中央公園と西神田公園である。園児と保育士の動きと、遊び内容、持ち物、保育所以外の公園利用者の関わりを中心に観察した。

4-2. 調査結果

①品濃中央公園(調査実施日:平成25年7月1日,2日)

他の団体がいなくなると遊びの範囲が広がる。帽子の色が同じだったので遊び始める前に帽子の色を変えていた。地域の人は子どもとは話そうとするが、保育

士とは距離を取ろうとする。保育所が利用する時間帯は他の公園利用者はあまり利用をしていない。

②西神田公園(調査実施日:平成25年7月3日)

大人は子どもの有無に関わらず喫煙所として利用している。健康遊具は本来の利用方法と違った使い方をされる。

2つの公園で共通していたことはブランコの利用禁止と遊具を利用する際には保育士が側にいなければならないことである。

表2. 品濃中央公園における観察調査結果(1日目)

保育士	年齢	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00												
2	1~2			5	5															
2	1~2			6	6	6	6													
2	2~3			13	13	13														
6	3~4			16	16	16	16													
3	0~1				8	8	8													
4	1~2					18														
3	2~3					9	9	9												
2	3~4					9	9	9												
属性	人数	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00												
高齢者	7																			
高齢者	1																			
高齢者	1																			
親子	2																			
成人男性	1																			
親子	2																			
園児人数				11	24	35	43	42	41	17	17	17	8							
保育士人数				4	6	10	13	13	14	5	5	5	2							
全体人数				7	7	7	7	24	31	46	56	55	55	22	22	22	13	5	5	3

表3. 品濃中央公園における観察調査結果(2日目)

保育士	年齢	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00										
2	2~3				14	14												
5	2~3				7	7												
2	2~3				2	2	2	2										
2	3~4				9	9	9	9										
属性	人数	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00										
成人女性	1																	
高齢男性	1																	
高齢男性	1																	
成人男性	1																	
高齢女性	3																	
家族	3																	
園児人数					21	23	18	11	9	9	9							
保育士人数					7	9	9	4	2	2	2							
全体人数		1		1	1	1	1	1	29	32	27	15	11	12	15	4	1	1

5. 今後の展開

行政へのアンケート調査により、現状の屋外遊戯場の代替利用の基準を整理する。また、行政及び保育所へのアンケート調査により、行政と保育所の考え方の違いや公園利用の意識に関する考察、分析を行い、観察調査と保育所へのアンケート調査により公園利用の実態を考慮したうえで、保育所の屋外遊戯場としての公園計画や認可基準の提案を行う。

6. 参考文献

- [1]厚生労働省:「保育所関連状況取りまとめ(平成25年4月1日)」,平成25年9月12日
- [2]東京都福祉保健局:「都内の保育サービスの状況について」,平成25年7月23日